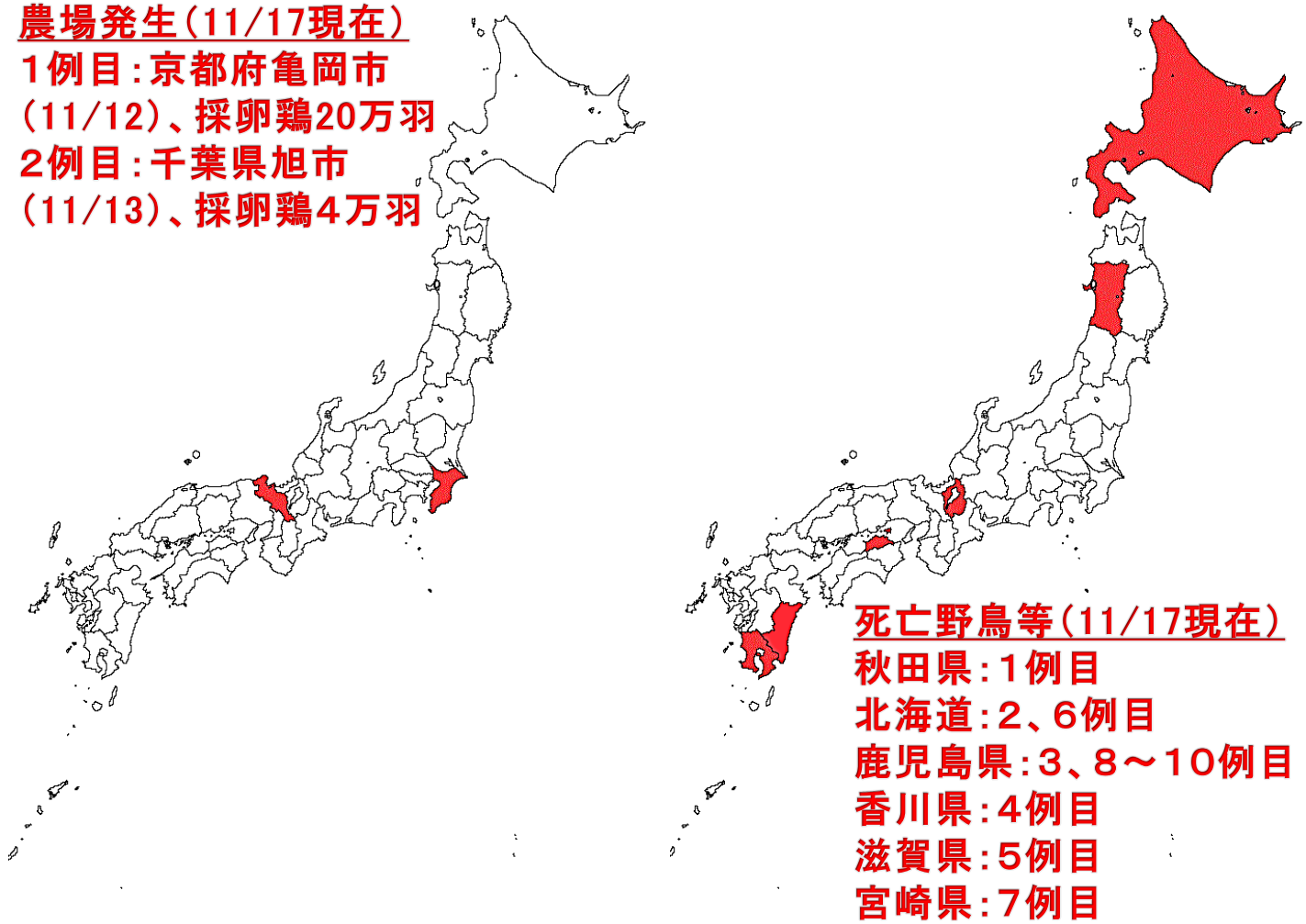
家畜衛生情報　　令和８年１１月No.8-20

京都府の高病原性鳥インフルエンザ防疫措置完了

◆京都府の発生農場に係る防疫措置は１１月１７日までに完了しました。１２月９日には移動制限区域の解除、同月１６日には。監視強化区域の解除を予定しております。

◆京都府に続いて、１３日に千葉県でも発生が確認され、死亡野鳥等でも香川県、滋賀県と近隣県で相次いで確認され、現在、発生リスクが非常に高い状況にあります



農場発生（11/17現在）
１例目：京都府亀岡市
（11/12）、採卵鶏20万羽
２例目：千葉県旭市
（11/13）、採卵鶏４万羽

死亡野鳥等（11/17現在）
秋田県：１例目
北海道：２、６例目
鹿児島県：３、８～１０例目
香川県：４例目
滋賀県：５例目
宮崎県：７例目

◆高病原性鳥インフルエンザ情報の把握を願います。

◆通報の遅れは防疫対応に致命的な影響を与えます。
異常を認めたら即、通報願います(夜間等転送対応)。

京都府丹後家畜保健衛生所　（〒629-2302　与謝郡与謝野町字下山田616）
TEL：0772-43-1125/FAX：0772-43-1124/Mail：tango-kaho@pref.kyoto.lg.jp